

分類	<b>J-1 金融業・保険業</b> <b>(金融業)</b>
解説	<p>資金の貸し手と借り手の間に立って資金の融通を行う事業所及び両者の間の資金取引の仲介を行う事業所。</p> <p>いわゆる「金融機関」をいう。</p> <p>農・漁業協同組合は[Q 複合サービス事業]に該当する。</p>
例	普通銀行,信託銀行,信用金庫・同連合会,信用協同組合・同連合会,消費者向け貸金業,質屋,クレジットカード業,住宅専門金融業,証券金融業,投資運用業,商品先物取引業,信用保証機関,運用型信託業,金融商品仲介業 など

一覧にもどる